

事務連絡
令和3年3月25日

一般社団法人

日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科
医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告
することができる事項の一部を改正する件について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を發出
いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよ
う、お願い申し上げます。